

第 30 号 議 案

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民等の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>敦賀市営駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀駅前立体駐車場</td> <td>敦賀市鉄輪町1丁目101番地</td> </tr> <tr> <td>白銀駐車場</td> <td>敦賀市白銀町2番11</td> </tr> <tr> <td>敦賀駅東口駐車場</td> <td>敦賀市泉97号1番1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	敦賀駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地	白銀駐車場	敦賀市白銀町2番11	敦賀駅東口駐車場	敦賀市泉97号1番1	<p>敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>敦賀市駅前立体駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀市駅前立体駐車場</td> <td>敦賀市鉄輪町1丁目101番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	敦賀市駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地
名称	位置												
敦賀駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地												
白銀駐車場	敦賀市白銀町2番11												
敦賀駅東口駐車場	敦賀市泉97号1番1												
名称	位置												
敦賀市駅前立体駐車場	敦賀市鉄輪町1丁目101番地												

(施設)

第3条 駐車場には、次に掲げる施設を設ける。

敦賀駅前立体駐車場

ア 自転車駐車場

イ 自動車駐車場

白銀駐車場

自動車駐車場

敦賀駅東口駐車場

自動車駐車場

(利用の範囲)

第4条 前条に規定する駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる区分で、当該各号に規定するとおりとする。

(略)

自動車駐車場 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するもののうち次に掲げる自動車とする。ただし、他の車両をけん引している車両は除く。

ア普通自動車(長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.3メートル以下のものに限る。)

イ小型自動車(三輪以上のものに限る。)

ウ軽自動車(三輪以上のものに限る。)

(施設)

第3条 駐車場には、次に掲げる施設を設ける。

自転車駐車場

自動車駐車場

(利用の範囲)

第4条 前条に規定する駐車場を使用できる車両は、次の各号に掲げる区分で、当該各号に規定するとおりとする。

(略)

自動車駐車場 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車(長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.3メートル以下のものに限る。)並びに自動二輪車を除く小型自動車及び軽自動車(この号に掲げる自動車が物品等を積載したときは、その全長、全幅及び全高は、普通自動車の基準と同じとする。)

2 前項第2号イ及びウに規定する車両が物品等を積載したときは、その全長、全幅及び全高は、普通自動車の基準と同じとする。

(指定管理者の指定の基準)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

市民等であって駐車場を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

～ (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う駐車場の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

駐車場の利用に関すること。

～ (略)

(指定管理者の指定の基準)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

市民の平等な利用を確保することができるものであること。

～ (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う駐車場の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務を行うこと。

～ (略)

(利用の許可)

第13条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、駐車場の利用を許可する際に駐車場の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しない。

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

管理上支障があると認められるとき。

その他指定管理者が不相当であると認めるとき。

(許可の目的外利用等の禁止)

第15条 第13条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に駐車場を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損傷又は滅失の届出)

第16条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第

(利用料金等)
第13条 (略)
(利用料金の免除)
第14条 (略)
(利用料金の不還付)
第15条 (略)
(割増金)
第16条 (略)

13条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

利用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

第14条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。

前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金等)
第18条 (略)
(利用料金の免除)
第19条 (略)
(利用料金の不還付)
第20条 (略)
(割増金)
第21条 (略)

(特別な設備等の許可)

第22条 利用者は、駐車場に特別な設備器具を設置し、又は駐車場の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければなら

(駐車の拒否)

第17条 (略)

(禁止行為)

第18条 (略)

(損傷又は滅失の届出)

第19条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(自転車等の移動等)

第20条 (略)

(損害賠償)

ない。

2 前項の規定により生じる経費は利用者の負担とし、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第23条 利用者は、駐車場の利用を終了したとき、第17条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者の負担とする。

(駐車の拒否)

第24条 (略)

(禁止行為)

第25条 (略)

(自転車等の移動等)

第26条 (略)

(損害賠償)

第 2 1 条 (略) (賠償責任)	第 2 7 条 (略) (賠償責任)
第 2 2 条 (略) (委任)	第 2 8 条 (略) (委任)
第 2 3 条 (略)	第 2 9 条 (略)

別表を次のように改める。

別表(第 1 3 条関係)

駐車場	種別	金額	
敦賀駅前立体 駐車場	普通駐車場の 料金	1 時間ごとに 1 0 0 円	1 入庫からの駐車時間が 1 時間以内 であるときは、無料とする。 2 駐車時間に 1 時間未満の端数が あるときは、1 時間として計算す る。 3 駐車時間が 8 時間を超える場合は 、2 4 時間まで 8 0 0 円とする。 4 駐車時間が 2 4 時間を超える場合 は、2 4 時間に達した時以後 2 4 時 間ごとに 2 及び 3 の方法により算定 した額を 2 4 時間までの額に加算す
	定期駐車券 の料金	全日定期駐車 券	9 , 0 0 0 円
		平日定期駐車 券	7 , 0 0 0 円
	プリペイド カードの料 金	6 , 0 0 0 円 相当券	5 , 0 0 0 円
白銀駐車場	普通駐車場の 料金	1 時間ごとに 1 0 0 円	1 入場からの駐車時間が 1 時間以内 であるときは、無料とする。 2 駐車時間に 1 時間未満の端数が あるときは、1 時間として計算す る。 3 駐車時間が 7 時間を超える場合は

			4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
	定期駐車券の料金	全日定期駐車券	7,000円
		平日定期駐車券	5,000円
	プリペイドカードの料金	7,000円相当券	6,000円
敦賀駅東口駐車場	駐車場の料金	30分ごとに100円	<p>1 入場からの駐車時間が1時間以内であるときは、無料とする。</p> <p>2 駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。</p> <p>3 駐車時間が4時間を超える場合は、24時間まで700円とする。</p> <p>4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。</p>

備考

- 1 「全日定期駐車券」とは、月の初日から当該月の末日までの間（自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。）、自動車を駐車できるものをいう。
- 2 「平日定期駐車券」とは、月の初日から当該月の末日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日（自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。）に、自動車を駐車できるものをいう。
- 3 全日定期駐車券又は平日定期駐車券により入庫し、それぞれ前2項に規定

する駐車できる日以外に利用した料金については、この表の普通駐車料金の項金額の欄に掲げる規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 5 6 年敦賀市条例第 1 0 号）

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例（令和 5 年敦賀市条例第 2 1 号）

(準備行為)

3 この条例による改正後の敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、利用料金の承認その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 施行日前に、この条例による廃止前の敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例及び敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

敦賀駅前立体駐車場に加え、白銀駐車場及び敦賀駅東口駐車場について、指定管理者制度を導入したいので、この案を提出する。